

布団の訪問販売

悪質な事業者に対しては、関係機関が口頭や文書で指導をしていますが、高齢者をはじめ判断力が低下している消費者を狙って強引に高額な契約をさせられる布団の訪問販売の相談が後を絶ちません。

【事例 90歳代・女性・士別市】

市のケアマネである。担当している高齢者が15万円の敷布団と敷パットセットを購入したようで、財布の中から契約書面が出てきた。どのような勧誘を受けたのか聞いても販売員が来たこと自体、記憶がなかった。しかし、署名している字は本人が書いたものである。

消費生活センターで解約の手続きをしてほしい。

【アドバイス】

- ◎訪問販売は特定商取引法の規制を受け、事業者は勧誘に先立って、事業者氏名及び売買契約の締結について勧誘する目的を明らかにしなくてはならないにも関わらず、あたかも布団のリフォームやクリーニングが目的のように勧誘します。
ドアを開ける前に訪問者や用件をよく確認し、必要がなければきっぱり断り、事業者を家の中に入れないことが大切です。
一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらうようにしましょう。
また、家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に不要な品物や契約書がないかなど、日頃から気を配り見守りをしましょう。
- ◎訪問販売において、事業者は消費者にクーリング・オフ等に関する事項を記載した契約書面を交付する必要があります。相談事例は、契約日から2日しか経過しておらず、当センターから事業者へ連絡をし、無条件解約を行使する旨伝えました。市の担当者とともに消費者が解約通知書を作成し、当センターからメールで事業者へ通知。そして、引き取られている布団類を処分してもらいました。
- ◎玄関に「訪問販売お断りステッカー」を貼ることで「契約を締結しない」「依頼又は承諾をしていない」ことへの意思表示になり、ステッカーを無視して訪問することは、北海道消費生活条例の「不当な取引行為」とされ禁止行為となります。まだ、お断りステッカーを貼っていない方は、是非貼るようにしてください。
事業者が解約に応じないなどトラブルになったり、困ったときは下記士別地区広域消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

